

健康日本 21(第三次)の目標項目のベースライン値設定について(案)

1. 目標項目の評価のためのベースライン値の設定について(案)

令和6年度から開始した健康日本 21(第三次)においては、設定した具体的な目標について、計画開始後6年(令和 11 年度)を目途に中間評価を、計画開始後 10 年(令和 15 年度)を目途に最終評価を行い、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、その後の健康増進の取組に反映することとしている。また、中間評価及び最終評価の際に用いる比較値(ベースライン値)については、令和6(2024)年度までの最新値とすることとしている。

このため、本委員会において、令和6年国民健康・栄養調査の結果等を踏まえ、健康日本 21(第三次)の目標項目のベースライン値について審議を行い、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会に報告の上、ベースライン値を提示する。

2. 目標値の見直しについて(案)

下記の目標項目について、計画策定時に設定した目標値の見直しを行ってはどうか

- ・ 他計画の目標を引用している項目で、計画策定時点で具体的目標値が未定であった項目
- ・ 引用元の計画において目標値等が見直されている項目
- ・ ベースライン値を確認後に具体的数値を設定することとしていた項目
- ・ ベースライン値が既に目標値に到達している項目

3. 当面のスケジュール(予定)

○ ベースライン値の設定

- ・ 第5回健康日本 21(第三次)推進専門委員会(令和7年 12 月 23 日)
 - ・ 第6回健康日本 21(第三次)推進専門委員会(令和 8 年1~3月頃開催予定)
- 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会への報告

○ 目標項目の評価

- ・ 令和 11 年度秋頃～ 中間評価(計画開始6年目)
- ・ 令和 15 年度秋頃～ 最終評価(計画開始 10 年目)

※ 中間評価・最終評価以外にも、毎年委員会を開催し、主要な目標項目の進捗状況を確認する。

※ 以下の取組についても引き続き検討を行う。

- ・ スマート・ライフ・プロジェクトや健康サポートネット等、厚生労働省における広報・情報発信のあり方について
- ・ 自治体が健康づくりを進める上で参考となる事項について(好事例等)